

熊本県公報

第 1 1 2 4 3 号
平成 17 年 3 月 30 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○熊本県自然ふれあい指導員要項の一部を改正する要項……………(自然保護課)	1
○指定介護療養型医療施設に係る指定の辞退……………(介護保険課)	1
○保安林の指定に関する予定……………(森林保全課)	2
○"……………(")	2
○"……………(")	2
○ふるさと熊本の樹木の登録に関する要項の一部改正……………(自然保護課)	2
○道路の区域変更……………(道路総務課)	3
○"……………(")	3
○道路の供用開始……………(")	4
○"……………(")	4
○"……………(")	5
公 告	
○争議行為の予告……………(労働雇用課)	6
○団体営土地改良事業計画変更の同意……………(農村計画課)	6
○熊瀬入会林野整備計画の認可……………(林政課)	6
登 載 依 頼	
○熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………(人事委員会)	6
○熊本県環境影響評価条例に基づく環境影響評価書に係る公告……………(九州産廃株式会社)	7

告 示

熊本県告示第 352 号

熊本県自然ふれあい指導員要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成 17 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県自然ふれあい指導員要項の一部を改正する要項
熊本県自然ふれあい指導員要項(平成 15 年熊本県告示第 292 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「対する注意」を「関する注意」に改める。

第 3 条第 2 号中「第 12 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改め、同条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

第 4 条中「健康な」を削る。

第 5 条中「第 4 条に規定する」を「前条の規定による」に改め、「適切と認めるものを」を削る。

第 6 条中「2 年」を「、2 年間」に改め、同条ただし書を削る。

第 10 条中「円滑な活動を行うため、住所地の地域振興局林務課(球磨地域振興局にあっては森林保全課、熊本市にあっては県庁自然保護課。以下「振興局等」という。)と協議して」を「毎年 4 月末日までに」に、「に関する」を「を明記した当該年度の活動」に、「定める」を「提出する」に改める。

第 11 条中「5 月」を「4 月」に改め、「振興局等に」を削る。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

熊本県告示第 353 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 113 条の規定により、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成 17 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び開設の場所	開設者の名称	指定を辞退する日
中村医院 阿蘇郡南阿蘇村久石 2715-1	中村 良昭	平成 16 年 9 月 1 日

熊本県告示第354号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成17年3月30日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡産山村大字山鹿字牛首1848の1、1851の2
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに産山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第355号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成17年3月30日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市車帰字堤ノ本345の1、字大平367、369の39
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第356号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成17年3月30日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字下城字下築瀬3519の1、3519の5
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第357号

ふるさと熊本の樹木の登録に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成17年3月30日

熊本県知事 潮谷 義子

- ふるさと熊本の樹木の登録に関する要項の一部を改正する要項
ふるさと熊本の樹木の登録に関する要項（昭和55年熊本県告示第419号）の一部を次のように改正する。
第5条第5項第1号中「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に、「第98条第2項」を「第182条第2項」に改める。
附 則
この要項は、平成17年4月1日から施行する。

熊本県告示第 358 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 17 年 3 月 30 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	387号	菊池郡西合志町大字須屋字西谷 680番2地先から 熊本市鶴羽田町字下鶴 576番1地先まで	前	16.5 ～ 40.4	540.0	24条 工事
			後	20.8 ～ 47.4	540.0	
主要地方道	熊本 菊鹿線	菊池郡西合志町大字須屋 673番2地先から 同所 同字 675番2地先まで	前	7.4 ～ 7.7	29.0	"
			後	7.4 ～ 20.5	29.0	

2 区域変更する期日 平成 17 年 3 月 30 日

熊本県告示第 359 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 17 年 3 月 30 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	菊池 鹿北線	山鹿市菊鹿町上内田字小田 407番64地先から 同所 字清水 629番1地先まで	前	4.0 ～ 16.0	130.0	単道改
			後	11.6 ～ 36.5	130.0	
"	多良木 相良線	球磨郡あさぎり町岡原南字新斉堂 76番1地先から 同所 同字 80番1地先まで	前	12.5 ～ 15.0	96.5	廃道処分
			後	12.5 ～ 14.0	96.5	
"	小川泉線	八代郡泉村大字柿迫字中島 5879番 地先から 同所 同字 5884番3地先まで	前	3.0 ～ 10.5	149.0	単道改
			後	5.5 ～	149.0	